建設工事標準請負契約約款(乙)が 改正されました

建設工事の適正・円滑な施工を確保するためには、受発注者間の契約が合理的で対等なものとなっていることが必要です。

このため、当事者間で結ばれる契約書の内容が、より一層、明確で対等なものとなるよう、今般、中央建設業審議会において、建設工事標準請負契約約款(乙)が以下のとおり改正されました。

民間建築関係企業の皆様におかれましては、改正後の標準約款を是非ご活用いた だけますよう、お願いいたします。

望ましい代金支払方法の明確化

契約当事者間の 対等性確保

契約条件の 明確化

- ✓ 建設工事標準請負契約約款とは、建設工事の請負契約を適正なものとするため、 建設業法に基づき、中央建設業審議会が公正な立場から作成し、関係者に実施 を勧告しているものです。
- ✓ このうち、乙約款は、個人住宅等の民間の比較的小さな工事の請負契約を対象 としています。

〇改正後の乙約款はこちらから

- O改正後の乙約款本文はこちら http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/1_6_bt_000092.html
- O乙約款新旧対照表はこちら http://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/sogo13 sg 000013.html (資料2別添3)

お問い合せ先

国土交通省総合政策局建設業課法規係 03-5253-8111 (内線24756)



乙約款の主な改正内容

望ましい代金支払方法の明確化

前払金等が過大とならないよう契約書の記述が整備されました

民間約款(乙)「民間建設工事請負契約書」

五、支払方法 (抜粋)

この契約成立のとき ○割

部分払 第一回

第二回

○割 完成引渡しのとき ○割

○割∫注○の部分には、例えば、 「この契約成立のとき 一割

部分払 第一回

第二回

工程に応じ た代金の支 払いを推奨

三割(又は四割)

三割

完成引渡しのとき 三割(又は二割)」と記述

契約当事者間の対等性確保

- 約款中の呼称が「甲」・「乙」から、「発注者」・「受注者」に変更されました
- 公正・中立な第三者の活用が促進されるよう規定の充実が図られました
 - 紛争が生じた後だけでなく、紛争が生じる前の受発注者間の協議段階から公 正・中立な第三者(調停人)を活用し、円滑に協議が行われるよう規定を整備

契約時

契約書に調停人を明記

受注者又は発注者の申し出により、

協議段階

協議段階から調停人の立会い・助言等を

求めることが可能

協議不調時

建設工事紛争審査会によるあっせん又は調停等

※調停人を採用する場合

協議段階での公 正・中立な第三者 の活用により紛争 を未然に防止

契約条件の明確化

- 約款に基づく通知等を原則書面主義とする規定が設けられました
 - 約款に基づいて行う協議、承諾、通知、指示、請求等は、原則として書面に より行う旨が明記されました

